

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、五條市及び十津川村における地籍調査の成果を国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告します。

令和五年九月十二日

奈良県知事 山下 真

一 調査を行った者の名称

五條市

十津川村

二 調査を行った期間

五條市 令和元年四月一日から令和二年九月十六日まで

十津川村 平成二十七年四月一日から令和三年九月二十九日まで

三 成果の名称

五條市表野町、火打町、山陰町及び阪合部新田町の各一部の地籍図及び地籍簿

十津川村大字桑畑の一部の地籍図及び地籍簿

四 調査を行った地域

五條市表野町、火打町、山陰町及び阪合部新田町の各一部の地域

吉野郡十津川村大字桑畑の一部の地域

五 認証年月日

令和五年八月三十日